**「かまくら子育てナビきらきら」2025年度版及び2026年度版　仕様書**

### １　趣旨

この仕様書は、鎌倉市（以下「発注者」という。）と事業者（以下「受注者」という。）

が協働して作成・発行する「かまくら子育てナビきらきら」（以下「子育てナビ」という。）の仕様について、必要な事項を定める。

### ２　業務の目的

　主に妊娠中から就学前までのお子さんのいる家庭を対象に、子育てをしていく上で必要な情報や、子どもを連れて市内に出かけるとき、困ったときに役立つ情報を掲載した冊子である子育てナビを作成し、子育て支援の促進を図ることを目的とする。

### ３　仕様

(1) 冊子

　　　2025年度版及び2026年度版を各年度次のとおり発行する。

　　　納入部数：10,000部以上

　　　ページ数：100ページ以下

　　　刷り色：オールカラー

　　　規　　格：Ａ５（左綴じ）

　　　製　　本：無線綴じ

　　　表　　紙：発注者指定のイラストを使用

　　　内　　容：初校時に2024年度版の内容を盛り込むこと

(2) 電子書籍

　　　子育てナビに掲載された地域情報や行政情報等について、利用者の利便性の向上を

推進するため、2025年度版及び2026年度版についてＷＥＢ環境を用いた電子書籍化をおこなう。

内容：冊子の内容をインターネット上で提供するもの

提供サイト：ア　鎌倉市ホームページ

イ　受注者ホームページ

ウ　その他、発注者と受注者双方が認めるもの

なお、ア以外については受注者から提供を行うものとする。

相互リンク：自治体ホームページ及び電子書籍の提供サイトから、相互にリンクすることができるものとする。

### ４　発行

　　2025年度版…令和７年（2025年）７月

　　2026年度版…令和８年（2026年）７月

### ５　費用

　　子育てナビ及び電子書籍の作成・発行等に係る費用（編集、印刷、製本、納品、配布、電子書籍の管理・運営、広告掲載等に係る一切）はすべて受注者が負担する。

　　但し、特別な仕様による場合は、起因する者が負担する。

### ６　行政情報の更新

　　行政情報の情報確認及び更新は発注者が行い、データ入稿するものとする。なお、データ更新に伴う再編成等については受注者が行うものとする。

### ７　広告掲載について

　　掲載する広告については、公共性及び品位を損なう恐れのないものとし、発注者・受注者双方の広告掲載基準に照らして選考するものとする。広告の内容等に疑義が生じた場合には、双方で随時協議を行う。

　　また、広告掲載に係る広告募集、広告作成、広告枠の販売など、一切を受注者の責任で行い（ただし発注者と協働発行で子育てナビを発行するための協力依頼文は発注者が発行する）、広告掲載に係る事故等が発生した際は、受注者の責任で解決すること。

　　なお、募集については受注者が年度毎に行うものとする。

### ８　広告の規格等

　　子育てナビの裏表紙等に掲載し、発注者の情報ページへの広告掲載については、発注者の情報を損なわないよう考慮し、協議の上掲載するものとする。

### ９ 冊子校正回数

　　各年度３回以上とする。

### 10　成果品の納品

　　年度毎に別表記載の納品先に次に定める期日までに納品を行うものとする。

なお、別表に定めていない施設等が新設され、子育てナビに掲載される場合も、同様に納品先とする。

(1) 2025年度版冊子

　　ア　こども支援課

　　　　令和７年（2025年）６月26日（木）

　　　　同期日までにホームページに公開できる冊子のＰＤＦファイルを提出するものとする。

イ　支所、子育て支援センター、健診実施医療機関、保育所、幼稚園等別表で定める施設

　　　令和７年（2025年）６月30日（月）

(2) 2025年度版電子書籍

　　納品方法については、双方で協議し決定する。

　　　提供期間：令和７年（2025年）７月１日（火）までに提供を開始し、

令和８年（2026年）６月30日（火）までの提供とする。

(3) 2026年度版冊子

　　ア　こども支援課

　　　　令和８年（2026年）６月26日（金）

　　　　同期日までにホームページに公開できる冊子のＰＤＦファイルで提出するものとする。

イ　支所、子育て支援センター、健診実施医療機関、保育所、幼稚園等別表で定める

施設

　　　　令和８年（2026年）６月30日（火 ）

(4) 2026年度版電子書籍

　　　提供期間：令和８年（2026年）７月１日（水）までに提供を開始し、

令和９年（2027年）６月30日（水）までの提供とする。

### 11　印刷の仕様

　　グリーン購入に適合するものであること。

### 12　著作権

　　行政情報に係る著作権は、発注者に帰属する。

### 13　その他

(1) 作成にあたっては、発注者及び受注者の協働により行うものとする。

(2) 業務の実施にあたり、企画提案書の内容と異なっている場合、実施内容等の変更を求めることがある。